

京都市告示第327号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成25年10月9日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	桂水0141号	西京区桂稲荷山町31番地の1地先 同町31番地の3地先	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	桂水0131号	西京区桂稲荷山町31番地の31地先 同町31番地の50地先	

(建設局土木管理部道路明示課)